

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行政書局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（循環型社会推進課）	66
○危険薬物の指定の解除……………（医務薬務課）	67
○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定の一部改正……………（観光振興課）	67
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	67
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	67
○道路の区域の決定及び供用の開始……………（維持管理防災課）	68
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（4件）……………（都市環境課）	68
○景観計画の変更……………（都市環境課）	69
○令和4年度、令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………（財務指導課）	69
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	69

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	69
----------------------------	----

道企業管理規程

○北海道企業局組織規定の一部を改正する規程……………	70
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	71
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程……………	71

道病院事業管理規程

○北海道道立病院局処務規定の一部を改正する規程……………	71
○機構改正に伴う関係規程の整備に関する規程……………	71
○北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程……………	72
○北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………	72
○北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程……………	73
○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程……………	73
○北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程……………	73

道立病院局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	74
------------------------	----

○特定調達契約に係る入札の公告……………	76
----------------------	----

道議会訓令

○北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………	78
--------------------------------	----

道議会告示

○北海道議会会議規則の一部を改正する規則……………	79
---------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（7件）……………	80
----------------------------	----

道監査委員告示

○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………	83
---	----

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	84
---------------------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	84
----------------------------	----

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	85
------------------------	----

告 示

北海道告示第172号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

1 形質変更時要届出区域 長万部町字長万部228番1の一部、長万部228番5の一部、228番6の一部、228番7の一部、228番9の一部、228番10の一部、458番29の一部、458番40の一部、458番41の一部、458番42の一部、458番43の一部、458番44の一部、458番45の一部、458番46の一部、458番48の一部、458番50の一部及び458番54の一部（次の図のとおり）

2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備えて縦覧に供する。）

北海道告示第173号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物の指定を解除する物

- 1 2ー〔（4ーエトキシフェニル）メチル〕ー5ーニトロー1ー〔2ー（ピペリジンー1ーイル）エチル〕ー1Hーベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類
- 2 （2R, 3R）ー2ー（3ークロロフェニル）ー3ーメチルモルフォリン、（2S, 3S）ー2ー（3ークロロフェニル）ー3ーメチルモルフォリン及びそれらの塩類
- 3 Nー（アダマンタンー1ーイル）ー1ー（4ーフルオロブチル）ー1Hーインダゾールー3ーカルボキシアミド及びその塩類
- 4 Nー（1ーアミノー3, 3ージメチルー1ーオキソブタンー2ーイル）ー1ーベンジルー1Hーインダゾールー3ーカルボキシアミド及びその塩類
- 5 1ー（ベンゾ〔d〕〔1, 3〕ジオキソールー5ーイル）ー2ー（ブチルアミノ）ブタンー1ーオン及びその塩類
- 6 2ー（エチルアミノ）ー2ー（3ーフルオロフェニル）シクロヘキサンー1ーオン及びその塩類
- 7 Nーメチルー1ー（3ーメチルフェニル）プロパンー2ーアミン及びその塩類
- 8 1ー（ベンゾ〔d〕〔1, 3〕ジオキソールー5ーイル）ー2ー（シクロヘキシルアミノ）ブタンー1ーオン及びその塩類
- 9 Nー（1ーアミノー3, 3ージメチルー1ーオキソブタンー2ーイル）ー1ー（ペントー4ーエンー1ーイル）ー1Hーインダゾールー3ーカルボキシアミド及びその塩類
- 10 2ー（エチルアミノ）ー2ー（3ーヒドロキシフェニル）シクロヘキサンー1ーオン及びその塩類
- 11 Nーエチルー4ーヒドロキシーNープロピルトリプタミン及びその塩類
- 12 エチル＝3, 3ージメチルー2ー（1ーペンチルー1Hーインダゾールー3ーカルボキシアミド）ブタノアート及びその塩類
- 13 （8R）ーNーメチルーNー（プロパンー2ーイル）ー6ーメチルー9, 10ージデヒドロエルゴリンー8ーカルボキシアミド及びその塩類
- 14 2ー〔〔（4ーブトキシフェニル）メチル〕ー5ーニトロー1Hーベンゾ〔d〕イミダゾールー1ーイル〕ーN, Nージエチルエタンー1ーアミン及びその塩類
- 15 1ー（ベンゾ〔d〕〔1, 3〕ジオキソールー5ーイル）ー2ー（プロピルアミノ）ブタンー1ーオン及びその塩類

北海道告示第174号

平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定）の一部を次のとおり改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

1の表の稚内市の項中「稚内市立増幌小中学校」を削る。

同表の富良野市の項中「富良野市立布札別小学校」、「富良野市立樹海小学校」及び「富良野市立樹海中学校」を削り、「富良野市立富良野西中学校」の次に「富良野市立樹海学校」を加える。

同表の幕別町の項中「幕別町立古舞小学校」を削る。

2の表の北広島市の項中「第二種中高層住居専用地域」の次に「札幌圏都市計画北広島駅西地区地区計画（栄町1丁目、2丁目、広葉町1丁目の一部）」を加える。

同表の倶知安町の項中「第二種中高層住居専用地域」の次に「倶知安準都市計画特定用途制限地域のうち「観光Ⅰ地区」「観光Ⅱ地区」「観光Ⅲ地区」「観光居住地区」「市街地隣接地区」「農地森林保全Ⅱ地区」「沿道商工誘導地区」「沿道集積地区」「環境型産業地区」「住宅地集積地区」「農地森林保全Ⅰ地区」「自然保全地区」」を加える。

同表の本別町の項中「第二種中高層住居専用地域」の次に「都市計画「田園住居地域」」を加える。

北海道告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（峰浜豊倉地区（農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水、除礫）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和6年4月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

- 令和6年3月29日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 保安林の所在場所 石狩市浜益区浜益1の49・1の80・1の88・643・644・664
(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

- 令和6年3月29日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 別海厚岸線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
厚岸郡浜中町暮帰別東1丁目43番2地先から 同郡浜中町新川東1丁目109番地先まで	26.89mから 56.50mまで	319.80m	

北海道告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

- 令和6年3月29日
- 北海道知事 鈴木直道
- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通及び3・4・55号琴似・栄町通）
- 3 事業施行期間 平成13年4月27日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 変更なし

北海道告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月29日

- 北海道知事 鈴木直道
- 1 施行者の名称 岩見沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 岩見沢都市計画道路事業（3・4・39号西20丁目通）
- 3 事業施行期間 令和4年3月25日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 令和4年北海道告示第211号の事業地のうち、岩見沢市北2条西20丁目、北1条西20丁目、若松町、大和1条1丁目及び大和1条2丁目地内において、事業地を変更する。

北海道告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月29日

- 北海道知事 鈴木直道
- 1 施行者の名称 倶知安町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 倶知安都市計画道路事業（3・4・7号北7条通）
- 3 事業施行期間 平成28年7月15日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 変更なし

北海道告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道 1 施行者の名称 稚内市 2 都市計画事業の種類及び名称 稚内都市計画道路事業（3・4・16号緑・富岡環状通及び3・3・3号開運通） 3 事業施行期間 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 変更なし	北海道知事 鈴木直道 2の項中登別市母子寡婦の会の事項を削り、同項北はるか農業協同組合の事項を次のように改める。 北はるか農業協同組合 平成15. 5. 1 北はるか農業協同組合 同 下川支所 同 中川支所
北海道告示第182号 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画の一部を、次のとおり変更する。 その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 令和6年3月29日 北海道知事 鈴木直道 1 変更箇所 別図 北海道景観計画区域図のとおり 2 変更日 令和6年4月1日 北海道告示第183号 令和5年北海道告示第543号（令和4年度、令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。 令和6年3月29日 北海道知事 鈴木直道 第3の3の表の事項中「総務部総務課」を「総務部イノベーション推進局財産課」に、「総合政策部次世代社会戦略局情報政策課」を「総務部イノベーション推進局情報政策課」に、「水産林務部森林環境局道有林課」を「水産林務部森林海洋環境局道有林課」に改める。 第3の3の表欄外注の事項中「総合政策部次世代社会戦略局情報政策課」を「総務部イノベーション推進局情報政策課」に改める。 附 則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。 北海道告示第184号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。ただし、登別市母子寡婦の会の事項の改正については、令和6年3月31日から施行する。 令和6年3月29日	総合振興局告示及び振興局告示 北海道胆振総合振興局告示第39号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月29日 北海道胆振総合振興局長 関 俊 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借契約その1 一式（1月当たりの単価） 4台分 (2) 乗用自動車の賃貸借契約その2 一式（1月当たりの単価） 2台分 2 落札を決定した日 令和6年3月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道自動車リース株式会社 (2) 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号 4 落札金額 (1) 189,200円 (2) 91,520円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年2月16日付け北海道胆振総合振興局告示第14号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道上川総合振興局告示第1007号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月29日

北海道上川総合振興局長 竹 澤 孝 夫				令和6年2月6日付け北海道上川総合振興局告示第1005号			
1 落札に係る物品等の名称及び数量				7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
(1)	乗用自動車の賃貸借	入札番号1	一式（1月当たりの単価）	1台分	(1)	名 称	北海道上川総合振興局総務課
(2)	乗用自動車の賃貸借	入札番号2	一式（1月当たりの単価）	1台分	(2)	所在地	旭川市永山6条19丁目1番1号
(3)	乗用自動車の賃貸借	入札番号3	一式（1月当たりの単価）	1台分			
(4)	乗用自動車の賃貸借	入札番号4	一式（1月当たりの単価）	1台分	北海道上川総合振興局告示第1008号		
(5)	乗用自動車の賃貸借	入札番号5	一式（1月当たりの単価）	4台分	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
(6)	乗用自動車の賃貸借	入札番号6	一式（1月当たりの単価）	1台分	令和6年3月29日		
(7)	乗用自動車の賃貸借	入札番号7	一式（1月当たりの単価）	1台分	北海道上川総合振興局長 竹 澤 孝 夫		
(8)	乗用自動車の賃貸借	入札番号8	一式（1月当たりの単価）	4台分	1 落札に係る物品等の名称及び数量		
(9)	乗用自動車の賃貸借	入札番号9	一式（1月当たりの単価）	1台分	(1) 落札に係る物品等の名称		
(10)	乗用自動車の賃貸借	入札番号10	一式（1月当たりの単価）	1台分	複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）		
2 落札を決定した日				(2) 調達台数及び調達予定数量			
令和6年3月1日				1台及び1月当たり 26,000枚			
3 落札者の氏名及び住所				2 落札を決定した日			
(1)	1の(1)から(5)まで、(7)及び(8)			令和6年3月1日			
	ア 氏 名	北海道リース株式会社		3 落札者の氏名及び住所			
	イ 住 所	札幌市中央区南1条西10丁目3番地		(1)	氏 名	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	
(2)	1の(6)、(9)及び(10)			(2)	住 所	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	
	ア 氏 名	株式会社トヨタレンタリース旭川		4 落札金額			
	イ 住 所	旭川市物流団地1条1丁目1番27号		(1)	基本料金	6,350円	
4 落札金額				(2)	複写料金	0.80円	
(1)	34,100円			5 契約の相手方を決定した手続			
(2)	38,000円			一般競争入札			
(3)	34,600円			6 一般競争入札の公告			
(4)	32,900円			令和6年1月30日付け北海道上川総合振興局告示第1003号			
(5)	147,200円			7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
(6)	34,700円			(1)	名 称	北海道上川総合振興局総務課	
(7)	22,400円			(2)	所在地	旭川市永山6条19丁目1番1号	
(8)	154,800円			道 企 業 管 理 規 程			
(9)	45,500円						
(10)	25,800円			北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月29日			
5 契約の相手方を決定した手続							
一般競争入札							
6 一般競争入札の公告							

北海道企業管理規程第8号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第8条第3項第1号の表副参与の項の次に次のように加える。

調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。
-----	---

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道企業管理規程第9号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（平成21年企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1中

2	工業用水道管理事務所の次長の職務	を
2	工業用水道管理事務所の次長の職務	に改める。
3	調整幹の職務	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道企業管理規程第10号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程

北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1固定資産の表中

清水沢発電所改修工事口	を、
滝下発電所改修工事口	

「滝下発電所改修工事口」に、
改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

道 病 院 事 業 管 理 規 程

北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年3月29日

北海道病院事業管理規程第1号

北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局処務規程（平成29年3月31日病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「病院経営課長」を「総務課長」に改める。

第18条第1項ただし書を削る。

第19条第1項中「病院経営課」を「総務課」に改め、同条第3項中「病院経営課に」を「総務課に」に、「病院経営課長」を「総務課長」に改める。

別表第1ア本庁の次長の決裁事項の項を次のとおり改める。

次長の決裁事項	総務課長	経営企画課長
---------	------	--------

別表第2一般文書の項を次のとおり改める。

一般文書	本庁	道病
	病院	当該院長の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

機構改正に伴う関係規程の整備に関する規程を次のとおり定める。

令和6年3月29日

北海道病院事業管理規程第2号

機構改正に伴う関係規程の整備に関する規程

（北海道道立病院局公印規程の一部改正）

第1条 北海道道立病院局公印規程（平成29年3月31日病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条、第5条及び第6条中「病院経営課長」を「総務課長」に改める。 (北海道道立病院局被服貸与規程の一部改正) 第2条 北海道病院事業職員被服貸与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「病院経営課長」を「総務課長」に改める。 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月29日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 北海道病院事業管理規程第3号 北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程 北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「各病院会計」の次に「（北見病院を含む。）」を加える。 第4条第2項第1号中「病院経営課長及び病院経営課」を「総務課長及び総務課」に改める。 第8条第1項中「病院経営課長」を「総務課長」に改める。 第10条第3項中「病院経営課長」を「総務課長」に、同条第4項中「経営改革課長」を「経営企画課長」に、「病院経営課長」を「総務課長」に改める。 第83条中「病院経営課」を「総務課の課長補佐又は」に改める。 第212条中「病院経営課長及び経営改革課長」を「総務課長及び経営企画課長」に改める。 第214条、第215条第1項及び第2項、第220条第1項及び第3項、第227条第1項、第3項及び第4項、第228条第1項及び第2項並びに第229条第1項及び第2項中「病院経営課長」を「総務課長」に改める。 第232条第1項第1号中「病院経営課の」を「総務課の課長補佐又は」に改める。 別表第5中（細節）の項の「単身赴任手当」の次に「在宅勤務等手当」を加える。 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月29日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛	北海道病院事業管理規程第4号 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 北海道病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成29年北海道病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「次条」を「この規程」に改める。 第3条第1項中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年北海道人事委員会規則13-42）」を「規則」に、「7月から9月」を「一の年の6月から10月」に、「6月から10月」を「一の年度の4月から翌年3月」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。 （時間外勤務の限度時間の特例） 第3条 診療に従事する医師（医療法（昭和23年法律第205号）第123条第1項に規定する特定対象医師（以下「特定対象医師」という。）を除く。）に対する北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年北海道人事委員会規則13-42。以下「規則」という。）第5条の規定の適用については、同条第6項中「45時間」とあるのは「100時間」と、「360時間」とあるのは「960時間」と、同条第8項中「前3項」とあるのは「第5項及び第6項」とし、同条第7項の規定は、適用しない。 2 特定対象医師に対する規則第5条の規定の適用については、同条第6項中「45時間」とあるのは「100時間」と、「360時間」とあるのは「1,860時間」と、同条第8項中「前3項」とあるのは「第5項及び第6項」とし、同条第7項の規定は、適用しない。 第4条の次に次の3条を加える。 （勤務間インターバルの確保） 第5条 所属長は、特定対象医師に対し、業務の開始から24時間を経過するまでに、9時間の継続した休息時間を確保するものとする。ただし、業務の開始から24時間を経過するまでに、特定対象医師を医療法第110条第1項ただし書の宿日直勤務に継続して9時間以上従事させる場合は、この限りでない。 （代替休息等の確保） 第6条 所属長は、外来患者又は入院患者に関する緊急の業務が発生したことにより、前条の規定により確保することとした休息時間（以下「勤務間インターバル」という。）中に特定対象医師を勤務させた場合は、当該勤務間インターバルの終了後に、当該特定対象医師に対し、当該業務が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に当該勤務間インターバル中に勤務させた時間に相当する時間の休息時間（以下「代償休息」という。）を確保するものとする。 2 所属長は、特定対象医師を継続してやむを得ず15時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合は、当該特定対象医師について、前条の規定にかかわらず、当該同一の業務の終了後次の業務の開始までの間に、当該同一の業務に係る時間のうち15時間を
---	---

超える時間に相当する時間の休憩時間（以下「特定代償休息」という。）を確保するものとする。

- 3 代償休息及び特定代償休息は、正規の勤務時間に含まれるものとする。
- 4 前条ただし書の場合において、所属長は、当該宿日直勤務中に当該特定対象医師を勤務させたときは、当該特定対象医師に対し、当該宿日直勤務後当該勤務させた日の属する月の翌月末日までの間に、当該勤務の負担の程度に応じ必要な休憩時間を確保するよう配慮するものとする。
- 5 代償休息、特定代償休息及び前項に規定する休憩時間（以下「代償休息等」と総称する。）の確保は、次の各号に掲げる方法により、所属長が随時指定し、又は事前に勤務時間に係る計画を作成することにより行うものとする。ただし、当該各号に掲げる方法以外の方法により、代償休息等を確保することを妨げない。

- (1) 休憩時間の延長又は追加
- (2) 勤務間インターバルの延長
- 6 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、所属長は、医療法第123条第4項の規定の例により、その必要の限度において勤務間インターバル、代償休息及び特定代償休息の確保を行わないことができるものとする。
- （対象医師に対する勤務間インターバル等の確保）

第7条 所属長は、医療法第110条第1項に規定する対象医師に対しても、勤務間インターバル及び代替休息等を確保するよう努めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

北海道病院事業管理規程第5号

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程

北海道病院事業条例施行規程（平成29年北海道病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表使用料の部おむつ、肌着等貸付料の項を削り、同部紙おむつ料及び肌着等貸付料の項中「紙おむつ料」を「おむつ料」に、「690円」を「960円」に、「630円」を「880円」に改め、同部病衣貸付料の項中「1日につき70円」を「実費」に改め、同部胃がんリスク検診料の項中「3,000円」を「3,740円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

新生児聴覚検査料	1人につき5,500円 （助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては5,000円）	
----------	--	--

第7条第1項の表使用料の部予防接種料の項中「3,560円」を「3,960円」に改め、同部乳房マッサージ料の項中「2,200円」を「2,530円」に改め、同表手数料の部文書料の項中「4,400円」を「5,170円」に、「1,650円」を「2,200円」に改め、同部レントゲン複写料の項中「770円」を「990円」に改める。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

北海道病院事業管理規程第6号

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの行政職給料表等級別基準職務表5級の項に次の1号を加える。

4 調整幹の職務

別表第1ウの医療職給料表(2)等級別基準職務表6級の項に次の1号を加える。

6 調整幹の職務

別表第1エの医療職給料表(3)等級別基準職務表6級の項に次の1号を加える。

6 プラチナサポートマネジャーの職務

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

北海道病院事業管理規程第7号

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局組織規程（平成29年北海道病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「病院経営課」を「総務課」に、「経営改革課」を「経営企画課」に改め、同項の病院経営課の事項中第15号を削り、第16号を第15号とし、同項の経営改革課の事項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 病院事業の計画に関すること

第4条第2項中「病院経営課」を「総務課」に改め、同条第3項中「経営改革課」を「経営企画課」に改める。

第11条第1項中「手術・集中治療部」を「手術部」に、「放射線部」を「集中治療部、放射線部」に、「及び看護部」を「診療情報室及び看護部」に改め、同項の手術・集中治療部の事項の次に次の1事項を加える。

集中治療部

- (1) 患者の集中治療に関すること。
- (2) 小児集中治療室の診療諸室の管理に関すること。
- (3) 小児集中治療室の診療に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

第11条第1項の医療安全推進室の事項の次に次の1事項を加える。

診療情報室

D P C制度に関すること。

別表第2本庁の項中「(経営改革)」を「(経営企画)」に、「経営改革課」を「経営企画課」に改める。

別表第3の(1)の事項の表専門幹の項の次に次の項を加える。

調整幹 プラチナサポート マネジャー	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。
--------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に次の表の左欄に掲げる組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる組織の相当の職員となるものとする。

病院経営課(人材確保対策室の職員である者を除く。)	総務課
病院経営課人材確保対策室	総務課人材確保対策室
経営改革課(指定管理室の職員である者を除く。)	経営企画課
経営改革課指定管理室	経営企画課指定管理室
子ども総合医療・療育センター手術・集中治療部	子ども総合医療・療育センター手術部

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

病院経営課長	総務課長
病院経営課人材確保対策室長	総務課人材確保対策室長

病院経営課人材確保対策室医療参事	経営企画課医療参事
経営改革課長	経営企画課長
病院経営課人材確保対策室主幹(医師確保の推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経営企画課主幹
経営改革課課長補佐	経営企画課課長補佐
経営改革課主幹(地域連携に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経営企画課主幹
経営改革課指定管理室主幹(指定管理の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経営企画課指定管理室主幹
病院経営課総務係長	総務課総務係長
経営改革課経営戦略係長	経営企画課経営企画係長
経営改革課主査	経営企画課主査
経営改革課指定管理室主査(指定管理の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経営企画課指定管理室主査
子ども総合医療・療育センター手術・集中治療部長	子ども総合医療・療育センター手術部長
子ども総合医療・療育センターD P C準備室主幹	子ども総合医療・療育センター診療情報室主幹
子ども総合医療・療育センターD P C準備室主査	子ども総合医療・療育センター診療情報室主査

道 立 病 院 局 告 示

北海道道立病院局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月29日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ベネトリン吸入液0.5% 0.5mL 30mL×1瓶(1包装当たりの単価) 66箱
- (2) イノベロン錠200mg100錠(10錠×10)(1包装当たりの単価) 25箱
- (3) エレンターLP乳幼児用配合内用剤800G(80G×10)(1包装当たりの単価) 46箱
- (4) エレンターLP配合内用剤1120G(80G×14)(1包装当たりの単価) 86箱

(5) オリブ油「日医工」500mL×1瓶（1包装当たりの単価）	15箱	当たりの単価）	15箱
(6) ドブトレックス注射液100mg10管（1管×10）（1包装当たりの単価）	72箱	(27) アズノール軟膏0.033%0.33mg/g 20g×10本（1包装当たりの単価）	32箱
(7) ニューモバックスNPシリンジ0.5mL1筒×1筒（1包装当たりの単価）	61箱	(28) クリアクター静注用80万80万国際単位1瓶×1瓶（1包装当たりの単価）	3箱
(8) オメプラゾール注射用20mg「日医工」20mg1瓶×10瓶（1包装当たりの単価）	38箱	(29) ノボリンR注 100単位/mL100単位1mLバイアル 10mL×1瓶（1包装当たりの単価）	7箱
(9) セファゾリンナトリウム注射用1g「日医工」1g×10瓶（1包装当たりの単価）	328箱	(30) プロボフォル静注1%50mL「マルイシ」1瓶（1瓶×1）（1包装当たりの単価）	361箱
(10) アドシルカ錠20mg60錠（10錠×6）（1包装当たりの単価）	6箱	(31) ボンベンディ静注用1300 1瓶（1瓶×1）（1包装当たりの単価）	2箱
(11) サムスカ顆粒1%30G（30G×1）（1包装当たりの単価）	13箱	(32) ラメルテオン錠8mg「武田テバ」100錠（10錠×10）（1包装当たりの単価）	6箱
(12) シクレスト舌下錠5mg5mg/錠 PTP 10錠×10（1包装当たりの単価）	11箱	(33) ランソプラゾールOD錠15mg「武田テバ」100錠（10錠×10）（1包装当たりの単価）	16箱
(13) ソル・メドロール静注用125mg5瓶（1瓶×5）（1包装当たりの単価）	57箱	(34) リスベリドン内用液1mg/mL「ヨシトミ」0.1%1mL 0.5mL×50包（1包装当たりの単価）	23箱
(14) ソル・メドロール静注用500mg5瓶（1瓶×5）（1包装当たりの単価）	24箱	(35) 生理食塩液「ヒカリ」500mL1袋×20袋（ソフトバック）（1包装当たりの単価）	254箱
(15) ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3%「日本臓器」1000G（100G×10）（1包装当たりの単価）	14箱	(36) 生理食塩液「ヒカリ」100mL×10瓶（プラスチック）（1包装当たりの単価）	107箱
(16) アネレム静注用50mg10瓶（1瓶×10）（1包装当たりの単価）	6箱	2 落札を決定した日	令和6年3月19日
(17) イオヘキソール300注20mL「F」64.71%20mL1瓶×5瓶（1包装当たりの単価）	29箱	3 落札者の氏名及び住所	
(18) イオヘキソール350注20mL「F」5瓶（1瓶×5）（1包装当たりの単価）	23箱	(1) 1の(1)	
(19) イオヘキソール350注50mL「F」5瓶（1瓶×5）（1包装当たりの単価）	22箱	ア 氏 名	東邦薬品株式会社
(20) ベクルリー点滴静注用100mg100mg1瓶×1瓶（1包装当たりの単価）	86箱	イ 住 所	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
(21) ベシケアOD錠5mg5mg/錠 PTP 10錠×10（1包装当たりの単価）	11箱	(2) 1の(2)から(7)まで	
(22) イーケプラ点滴静注500mg500mg5mL1瓶×6瓶（1包装当たりの単価）	17箱	ア 氏 名	株式会社メディセオ
(23) エンレスト錠100mg100mg/錠 PTP 10錠×10（1包装当たりの単価）	7箱	イ 住 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号
(24) ヒアルロン酸Na関節注25mgシリンジ「明治」1%2.5mL1筒×10筒（プラスチックシリンジ ロックあり）（1包装当たりの単価）	90箱	(3) 1の(8)から(9)まで	
(25) ヘプタバックスーII水性懸濁注シリンジ0.25mL0.25mL1筒×1筒（1包装当たりの単価）	135箱	ア 氏 名	東洋薬品株式会社
(26) ヘプタバックスーII水性懸濁注シリンジ0.5mL0.5mL1筒×1筒（1包装		イ 住 所	帯広市東2条南8丁目14番地
		(4) 1の(10)から(15)まで	
		ア 氏 名	アルフレッサ株式会社
		イ 住 所	東京都千代田区内神田一丁目12番1号
		(5) 1の(16)から(21)まで	
		ア 氏 名	株式会社スズケン

イ 住 所 名古屋市東区東片端町 8 番地 (6) 1 の(22)から(26)まで ア 氏 名 株式会社モロオ イ 住 所 札幌市中央区北 3 条西 15 丁目 1 番地の 50 (7) 1 の(27)から(36)まで ア 氏 名 株式会社ほくやく イ 住 所 札幌市中央区北 6 条西 16 丁目 1 番地 5	
4 落札金額 (1) ベネトリン吸入液 0. 5 % 0. 5 % 1 m L 3 0 m L × 1 瓶 421円 (2) イノベロン錠 2 0 0 m g 100錠 (10錠×10) 11,773円 (3) エレンタール P 乳幼児用配合内用剤 800 G (80 G × 10) 5,900円 (4) エレンタール配合内用剤 1120 G (80 G × 14) 5,600円 (5) オリブ油「日医工」 5 0 0 m L × 1 瓶 950円 (6) ドブトレックス注射液 1 0 0 m g 10管 (1 管 × 10) 3,506円 (7) ニューモバックス N P シリンジ 0. 5 m L 1 筒 × 1 筒 4,100円 (8) オメプラゾール注射用 2 0 m g 「日医工」 2 0 m g 1 瓶 × 1 0 瓶 2,984円 (9) セファゾリンナトリウム注射用 1 g 「日医工」 1 g × 1 0 瓶 3,011円 (10) アドシルカ錠 2 0 m g 60錠 (10錠 × 6) 50,005円 (11) サムスカ顆粒 1 % 30 G (30 G × 1) 33,912円 (12) シクレスト舌下錠 5 m g 5 m g / 錠 P T P 1 0 錠 × 1 0 18,948円 (13) ソル・メドロール静注用 1 2 5 m g 5 瓶 (1 瓶 × 5) 2,602円 (14) ソル・メドロール静注用 5 0 0 m g 5 瓶 (1 瓶 × 5) 7,379円 (15) ヘパリン類似物質外用泡状スプレー 0. 3 % 「日本臓器」 1000 G (100 G × 10) 6,970円 (16) アネレム静注用 5 0 m g 10瓶 (1 瓶 × 10) 19,620円 (17) イオヘキソール 3 0 0 注 2 0 m L 「F」 6 4. 7 1 % 2 0 m L 1 瓶 × 5 瓶 6,314円 (18) イオヘキソール 3 5 0 注 2 0 m L 「F」 5 瓶 (1 瓶 × 5) 11,410円 (19) イオヘキソール 3 5 0 注 5 0 m L 「F」 5 瓶 (1 瓶 × 5) 14,627円 (20) ベクルリー点滴静注用 1 0 0 m g 1 0 0 m g 1 瓶 × 1 瓶 41,108円 (21) ベシケア O D 錠 5 m g 5 m g / 錠 P T P 1 0 錠 × 1 0 7,650円 (22) イーケプラ点滴静注 5 0 0 m g 5 0 0 m g 5 m L 1 瓶 × 6 瓶 6,775円 (23) エンレスト錠 1 0 0 m g 1 0 0 m g / 錠 P T P 1 0 錠 × 1 0 8,660円 (24) ヒアルロン酸 N a 関節注 2 5 m g シリンジ「明治」 1 % 2. 5 m L 1 筒 × 1 0 筒 (プラスチックシリンジ ロックあり) 3,580円 (25) ヘプタバックスー I I 水性懸濁注シリンジ 0. 2 5 m L 0. 2 5 m L 1 筒 × 1 筒	1,959円 (26) ヘプタバックスー I I 水性懸濁注シリンジ 0. 5 m L 0. 5 m L 1 筒 × 1 筒 2,165円 (27) アズノール軟膏 0. 0 3 3 % 0. 3 3 m g / g 2 0 g × 1 0 本 947円 (28) クリアクター静注用 8 0 万 8 0 万国単位 1 瓶 × 1 瓶 54,500円 (29) ノボリン R 注 1 0 0 単位 / m L 1 0 0 単位 1 m L バイアル 1 0 m L × 1 瓶 2,258円 (30) プロボフォル静注 1 % 5 0 m L 「マルイシ」 1 瓶 (1 瓶 × 1) 781円 (31) ボンベンディ静注用 1 3 0 0 1 瓶 (1 瓶 × 1) 130,330円 (32) ラメルテオン錠 8 m g 「武田テバ」 100錠 (10錠 × 10) 1,965円 (33) ランソプラゾール O D 錠 1 5 m g 「武田テバ」 100錠 (10錠 × 10) 889円 (34) リスベリドン内用液 1 m g / m L 「ヨシトミ」 0. 1 % 1 m L 0. 5 m L × 5 0 包 623円 (35) 生理食塩液「ヒカリ」 5 0 0 m L 1 袋 × 2 0 袋 (ソフトバック) 4,180円 (36) 生理食塩液「ヒカリ」 1 0 0 m L × 1 0 瓶 (プラスチック) 1,290円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 6 年 2 月 6 日付け北海道道立病院局告示第 2 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道道立病院局告示第 11 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。 令和 6 年 3 月 29 日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 ア 調達をする物品等の名称 透析用剤（ドドライ透析剤 2. 5 S 2 瓶 1 組 × 4 組）ほか 335 品目（1 包装当たりの単価） イ 調 達 予 定 数 量 入札説明書及び仕様書による。

336品目については、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 令和6年5月1日から同年9月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和6年3月29日（金）から同年4月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道道立病院局経営改革課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課） (2) 入 札 日 時 令和6年4月23日（火）午前9時30分（送付による場合は、同月22日（月）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金	平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道道立病院局のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire.html）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5295 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 336 items B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., April 23, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than April 22, 2024) C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5295 道 議 会 訓 令
--	--

北海道議会訓令第2号

北海道議会事務局

北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北海道議会議長 富原 亮

北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道議会事務局文書管理規程（平成11年北海道議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第10号の次に次のように加える。

(11) 特定情報システム 事務局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と他の事務局又は国等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、特定の事務処理を行うために必要と認められるもの（総合文書管理システムを除く。）をいう。

第11条第1項第1号中ウをエとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 電子メールは、アの規定にかかわらず、議会における経緯も含めた意思の決定（以下「決定」という。）に至る過程並びに議会の事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となるものとして主務課長の職にある者又は課内室長（当該職にある者が決裁権者（北海道議会事務局事務決裁規程（昭和52年北海道議会訓令第2号）第2条第3号の決裁権者をいう。以下同じ。）の場合又は当該職にある者より下位の職にある者が決裁権者の場合にあつては、当該職の直近下位の職にある者（決裁権者を補佐する職にある者（課長補佐及び主幹を除く。）を除く。）。以下「主務課長等」という。）の指示するものに限り、総合文書管理システムにより収受番号を取得し登録を行うこと。

第12条第4号中「の文書主任」を削る。

第13条中「事務局の意思の決定（以下「決定」という。）」を「決定」に、「主務課長の職にある者（当該職にある者が決裁権者（北海道議会事務局事務決裁規程（昭和52年北海道議会訓令第2号）第2条第3号の決裁権者をいう。以下同じ。）の場合又は当該職にある者より下位の職にある者が決裁権者の場合にあつては、当該職の直近下位の職にある者（決裁権者を補佐する職にある者（課長補佐及び主幹を除く。）を除く。）。以下「主務課長等」という。）」を「主務課長等」に改める。

第17条の2第1項中「意思の」を削る。

第36条の見出し中「の付与」を削り、同条第2項中「付与する」を「行う」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次のとおり加える。

2 前項の規定にかかわらず、特定情報システムを利用して要押印文書を送信する場合においては、公印の押印に代えて、電子署名を行うものとする。

第37条第2項を削り、同条第3項中「電子メール」を「ファクシミリ装置、電子メール」に改め、同項を同条第2項とする。

第42条各号列記以外の部分を次のように改める。

文書の編集は、次に定めるところにより主務課においてしなければならない。

第45条第2項中「の未完結文書」を「であつて完結文書以外の文書のうち、決定を要しない文書にあつては報告済みのもの、決定を要する文書で施行を要しないものにあつては決定済みのもの、施行を要するものにあつては施行済みのもの及び随時追記され又は更新される台帳、帳簿その他の文書」に改める。

別記第12号様式中「台帳・簿冊」を「業務簿冊」に、「簿冊（箱）番号」を「簿冊番号」に改める。

別記第13号様式中

「

簿冊名

」を

「

業務簿冊の名称

」に、

「

簿冊作成課

」を「

業務簿冊作成課

」に、

「

番号	文書番号	決定報告年月日	標	題
----	------	---------	---	---

」

を

「

番号	文書番号	決定報告終了/収受登録年月日	標	題
----	------	----------------	---	---

」

を

に改める。

別記第14号様式中「台帳・簿冊」を「業務簿冊」に、「簿冊（箱）番号」を「簿冊番号」に改める。

別記第15号様式中「台帳・簿冊」を「業務簿冊」に、「簿冊（箱）番号」を「簿冊番号」に改める。

別記第16号様式中

「

簿冊(箱)番号	台帳・簿冊の名称
---------	----------

」を

「

簿冊番号	業務簿冊の名称
------	---------

」に改める。

別記第17号様式中		を	に					
<table><tr><td>簿冊（箱）番 号</td></tr><tr><td>台帳・簿冊の名称</td></tr></table>		簿冊（箱）番 号	台帳・簿冊の名称		<table><tr><td>簿冊番 号</td></tr><tr><td>業務簿冊の名称</td></tr></table>		簿冊番 号	業務簿冊の名称
簿冊（箱）番 号								
台帳・簿冊の名称								
簿冊番 号								
業務簿冊の名称								

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

北海道議会議長 富 原 亮

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰上又は延長することができる。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第105条を次のように改める。

（資格決定の通知）

第105条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第107条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第127条を第129条とし、第18章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第127条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その

他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第95条第1項、第96条第1項及び第122条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は

著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。 （電磁的記録による作成等） 第128条 この規則の規定（第28条第1項（第90条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。	(2) 1枚当たりの複写料金 15円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年2月2日付け北海道教育庁石狩教育局告示第51号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁胆振教育局告示第37号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月29日 北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 暖房用燃料（A重油）購入単価契約（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価） 224,000リットル (2) 暖房用燃料（A重油）購入単価契約（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価） 286,000リットル (3) 暖房用燃料（A重油）購入単価契約（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） 171,000リットル (4) 暖房用燃料（A重油）購入単価契約（苫小牧A・白老地区）（1リットル当たりの単価） 87,000リットル (5) 暖房用燃料（A重油）購入単価契約（苫小牧B地区）（1リットル当たりの単価） 192,000リットル (6) 暖房用燃料（A重油）購入単価契約（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価） 46,000リットル (7) 暖房用燃料（A重油）購入単価契約（むかわ地区）（1リットル当たりの単価） 49,000リットル 2 落札を決定した日 令和6年3月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 カメイ株式会社 イ 住 所 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目1番18 (2) 1の(2)及び(3)
道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第87号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和6年3月29日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定枚数 16台及び1月当たり242,504枚 2 落札を決定した日 令和6年3月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社玉柳 (2) 住 所 小樽市入船3丁目16番18号 4 落札金額 (1) 基本料金 0円	

- ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社
イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (3) 1の(4)及び(5)
ア 氏 名 株式会社たいせい
イ 住 所 苫小牧市字錦岡80番地16
- (4) 1の(6)及び(7)
ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 4 落札金額
(1) 82円70銭
(2) 82円80銭
(3) 82円80銭
(4) 86円
(5) 86円
(6) 92円60銭
(7) 92円90銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和6年1月26日付け北海道教育庁胆振教育局告示第11号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月29日

北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 灯油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価） | 32,000リットル |
| (2) 灯油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価） | 33,000リットル |
| (3) 灯油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価） | 78,000リットル |
| (4) 灯油（苫小牧A・白老地区）（1リットル当たりの単価） | 49,000リットル |
| (5) 灯油（苫小牧B地区）（1リットル当たりの単価） | 43,000リットル |
| (6) 灯油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価） | 11,000リットル |

- (7) 灯油（むかわ地区）（1リットル当たりの単価） 15,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和6年3月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)
ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (2) 1の(2)及び(3)
ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社
イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (3) 1の(4)及び(5)
ア 氏 名 株式会社たいせい
イ 住 所 苫小牧市字錦岡80番地16
- (4) 1の(6)及び(7)
ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市東区北34条東24丁目1番1号
- 4 落札金額
(1) 87円40銭
(2) 82円30銭
(3) 82円30銭
(4) 90円
(5) 90円
(6) 93円79銭
(7) 102円79銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月26日付け北海道教育庁胆振教育局告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、随意契約の相手方を決定した。

令和6年3月29日

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
北海道室蘭養護学校スクールバス運行委託業務（各１日当たりの単価）
室蘭コースＣ １日２運行 201日
- 2 落札を決定した日
令和６年３月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 道南バス株式会社
(2) 住 所 室蘭市東町３丁目25番３号
- 4 落札金額
42,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和６年２月27日付け北海道教育庁胆振教育局告示第17号
- 7 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
北海道苫小牧支援学校スクールバス運行委託業務（各１日当たりの単価）
(1) 東便Ａ １日２運行 198日
(2) 東・中央便 １日１運行 112日
(3) 東便Ｂ １日１運行 １日
(4) 中央便Ａ １日２運行 198日
(5) 中央便Ｂ １日１運行 １日
(6) 西便Ａ １日２運行 198日
(7) 西便Ｂ １日１運行 １日
- 8 随意契約の相手方を決定した日
令和６年３月18日
- 9 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 道南バス株式会社
(2) 住 所 室蘭市東町３丁目25番３号
- 10 随意契約に係る契約金額
(1) 70,160円
(2) 47,200円
(3) 47,100円
(4) 57,160円
(5) 40,300円

- (6) 46,780円
- (7) 34,700円
- 11 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 12 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号の規定による。
- 13 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町１丁目４番１号

北海道教育庁日高教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和６年３月29日

北海道教育庁日高教育局長 行 徳 義 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
(1) Ａ重油（浦河町地区）（１リットル当たりの単価） 47,700リットル
(2) Ａ重油（新ひだか町地区）（１リットル当たりの単価） 91,600リットル
(3) Ａ重油（日高町地区）（１リットル当たりの単価） 34,000リットル
(4) Ａ重油（平取町地区）（１リットル当たりの単価） 156,800リットル
- 2 落札を決定した日
令和６年３月８日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 株式会社サトウ商会
イ 住 所 浦河郡浦河町字白泉49番地
(2)ア 氏 名 静内石油株式会社
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内吉野町１丁目１番41号
(3)ア 氏 名 株式会社伊藤商会
イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町５番地の28
(4)ア 氏 名 室蘭石油株式会社
イ 住 所 室蘭市中央町４丁目２番２号
- 4 落札金額
(1) 113円30銭
(2) 115円50銭
(3) 114円40銭
(4) 111円65銭

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月23日付け北海道教育庁日高教育局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁釧路教育局告示第26号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月29日 北海道教育庁釧路教育局長 泉 野 将 司 1 落札に係る物品等の名称及び数量 釧路管内道立学校で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 13校 1,013kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 13校 2,330,584kWh 2 落札を決定した日 令和6年3月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 丸紅新電力株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 4 落札金額 (1) 2,193円36銭 (2) 19円33銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月26日付け北海道教育庁釧路教育局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局告示第32号	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月29日 北海道教育庁釧路教育局長 泉 野 将 司 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 A重油（釧路養護学校）（1リットル当たりの単価） 99,000リットル 2 落札を決定した日 令和6年3月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道エネルギー株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 4 落札金額 79円70銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月26日付け北海道教育庁釧路教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号
	道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第1号 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月29日 北海道監査委員 中 野 秀 敏 北海道監査委員 沖 田 清 志 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 永 山 秀 明 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。 第5条第2項の専門参事の項の次に次のように加える。

調整幹

上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

道公安委員会規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

北海道公安委員会委員長 吉本淳一

北海道公安委員会規則第5号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分 組織別		警察官					警察官以外の職員	合計
		警視	警部	警部補及び 巡査部長	巡査	計		
北海道警察本部		177	276	1,292	549	2,294	583	2,877
札幌市警察部		(2)	(7)	(9)		(18)	(6)	(24)
サイバーセキュリティ 対策本部		2	3	12		17	1	18
北海道警察学校		11	14	47	255	327	28	355
札幌方面警察署		103	206	2,290	1,488	4,087	243	4,330
計		293	499	3,641	2,292	6,725	855	7,580
函館方面	本部	18	38	152	50	258	56	314
	警察署	23	36	386	205	650	43	693

	計	41	74	538	255	908	99	1,007
旭川方面	本部	18	40	163	58	279	60	339
	警察署	29	58	575	287	949	70	1,019
	計	47	98	738	345	1,228	130	1,358
釧路方面	本部	22	43	185	57	307	62	369
	警察署	24	47	518	294	883	57	940
	計	46	90	703	351	1,190	119	1,309
北見方面	本部	16	32	110	22	180	47	227
	警察署	16	26	254	122	418	28	446
	計	32	58	364	144	598	75	673
合計		459	819	5,984	3,387	10,649	1,278	11,927

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

道警察本部告示

北海道警察本部告示第208号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和6年3月29日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) PPC用紙 A 4判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価）

8,490箱

(2) PPC用紙 A 3判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価）

280箱

(3) PPC用紙 B 4判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価）

10箱

(4) PPC用紙 B 5 判（北海道警察本部分）（1 箱当たりの単価）10箱 2 落札を決定した日 令和 6 年 3 月 11 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地 4 落札金額 (1) 2,000円 (2) 2,400円 (3) 3,000円 (4) 1,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 6 年 1 月 23 日付け北海道警察本部告示第 24 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部告示第 209 号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和 6 年 3 月 29 日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) PPC用紙 A 4 判（札幌市内警察署分）（1 箱当たりの単価）10,100箱 (2) PPC用紙 A 3 判（札幌市内警察署分）（1 箱当たりの単価）230箱 (3) PPC用紙 B 4 判（札幌市内警察署分）（1 箱当たりの単価）10箱 (4) PPC用紙 B 5 判（札幌市内警察署分）（1 箱当たりの単価）10箱 2 落札を決定した日 令和 6 年 3 月 11 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 森川株式会社 (2) 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川 1 丁目 11 番 7 号 4 落札金額 (1) 1,980円	(2) 2,380円 (3) 2,980円 (4) 1,480円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 6 年 1 月 23 日付け北海道警察本部告示第 25 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
	道 警 察 方 面 本 部 告 示 北海道警察北見方面本部告示第 26 号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和 6 年 3 月 29 日 北海道警察北見方面本部長 藤 原 陸 実 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 自動車用ガソリン（JIS 1 号）（1 リットル当たりの単価）33,600リットル (2) 自動車用ガソリン（JIS 2 号）（1 リットル当たりの単価）121,800リットル (3) 軽 油（JIS 各号）（1 リットル当たりの単価）11,400リットル 2 落札を決定した日 令和 6 年 3 月 11 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社東部第一 (2) 住 所 北見市北 2 条東 2 丁目 4 番地 4 落札金額 (1) 185円 (2) 174円 (3) 162円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 6 年 1 月 26 日付け北海道警察北見方面本部告示第 2 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察北見方面本部会計課 |
| (2) 所在地 | 北見市青葉町 6 番 1 号 |